

経営発展支援事業における新規就農者育成方針（長崎県）

策定：令和4年5月23日

改正：令和8年3月3日

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1経営発展支援事業および新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2世代交代・初期投資促進事業（以下、本事業）において、以下のとおり実施する。

1 本県農林行政の基本指針との位置づけ

本県では農林行政の基本指針として、令和8年度からの本県農林業・農山村の目指す姿と方向性を示した「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画」（以下、本計画）を策定し、本県農林業・農山村が将来にわたり維持・発展するため、「快適で儲かる農林業・快適で暮らしやすい農山村の実現」を目指し、「担い手対策」「産地対策」「集落対策」の3つを柱とする施策を展開する。

本計画の展開方向の一つに、意欲あふれる経営力の高い担い手の確保・育成を位置づけ、農業就業人口の減少と高齢化が進む中、産業の担い手である認定農業者に対して、スマート技術の導入、労力支援などにより経営改善を推進する。また将来、認定農業者となる意欲ある新規就農者の増大を図り、認定農業者等を確保する。

2 新規就農者の確保に向けた課題、目標

新規就農者の研修などの受け入れ態勢を整えた産地は令和6年度末には278団体に増加し、産地主導型就農ルートの取組が各地域で進んだ。

一方で、新規就農者に対する就農情報として「ながさき就農支援ポータルサイト」を開設し、地域毎の情報や就農支援事業の情報を発信したが、社会全体の人手不足や他産業の賃金上昇等により、新規就農を希望する人は減少している。

そのため、本県農業の魅力発信の取組等、担い手を産地に呼び込み定着させる組織的な取組を推進し、年間265名の新規就農者の確保を目標とする。

3 新規就農者に対するサポート内容

（1） 就農相談・情報発信

・新規就農相談センターによるワンストップ相談窓口体制の強化、情報発信の強化、就農相談体制の再構築を図る。

・産地の担い手確保に向けた行動計画（産地計画）を作成し、産地自らが若い世代を中心とした幅広い層を対象に新規就農希望者を呼び込む取組を強化する。

(2) 受入体制の強化

・就農希望者が研修後すぐに就農可能となるトレーニングファームや園芸団地の整備を進める。

(3) 次代の農業経営者の育成

・農業大学校と農林技術開発センターが連携し、農業のスマート化、グリーン化等に対応した人材を育成。

(4) 新規学卒者への支援

・農業高校、農業大学校等と連携し、若い世代に農業の魅力を発信し、就農・就業意欲を高める取組を推進。

(5) 新規就農者の就農前後の支援

・円滑な就農に向け、JA研修制度等の充実を図るとともに、国等の事業を活用し、リースハウスの整備や優良農地のあっせん、就農前後の資金や施設整備等への支援を行い、初期負担を軽減する。

4 本事業の交付対象者候補を選定するための県独自の要件

本県は交付対象者候補を選定するための独自の要件は設けない。ただし、国が定める交付要件を満たす必要がある。

5 県加算ポイントの設定

本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる都道府県ポイントとして、別紙のとおり県加算ポイントを設定する。

(1) 配分可能な県ポイントの合計または共通ポイントの2分の1以下のうち、いずれか小さい値で配分する。

(2) 県加算ポイントと県が申請者に配分したポイントの総合計に差が生じた場合、下記の計算式で算出する。(小数点以下切り捨て)

$$\frac{\text{申請者の県ポイント} \times \text{県加算ポイント}}{\text{県が申請者に配分したポイントの総合計}}$$

(3) 余った県加算ポイントは国と県の合計獲得ポイントの上位の者から1ポイントずつ加点する。

(4) 不足したポイントは国と県の合計獲得ポイントの下位の者から1ポイントずつ減点する。(県ポイント0のものを除く)

(別紙) 県加算ポイント

項目	確認項目	点数
1 移住	県外または市町外からの移住者	1
2 就農形態	就農形態が「新たに農業経営を開始」または「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」である	1
	就農形態が「親の経営を一部継承」または「親の経営の全体を継承」、または認定農業者（親と共同認定も含む）である	1
3 研修	県が認めた研修機関で研修を修了している。または、確実に修了が見込まれる。	1
4 品目	県の重点推進品目または地域の推進品目に位置付けられている品目で就農する。	1
5 産地	産地計画または畜産クラスター計画に基づき、産地自ら新規就農者確保に向けた取組を行っている、または行う見込みがある。 若しくは、水田農業産地計画を作成する、または作成の見込みがある。	1
	上記に加え、産地計画構成員取組計画等を作成している、または作成する見込みがある。 水田農業産地計画の場合、産地計画の重点推進対象者リストに名前の記載がある。	1
6 所属	地域の青年農業者の団体に所属している。（4Hクラブ、JA青年部、生産部会青年部等の会則が整備されている団体に限る）	1
7 計画性	事前に構想協議等で要望している。	1
配分可能な県ポイントの合計		最大8ポイント